

稲敷市いのちとこころの相談支援事業への協力に関する協定書

稲敷市（以下「甲」という。）と（以下「乙」という。）とは、稲敷市いのちとこころの相談支援事業の実施に関して、甲が別に定める「稲敷市いのちとこころの相談支援事業実施要綱」に基づき、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 乙は、次に掲げる事項を目的とし、自らの業務に支障のない範囲で協力するものとする。

(1) 自殺対策基本法（平成18年法律第85号。以下「法」という。）第19条の規定に基づき、自殺をする危険性が高い自殺未遂者等に関する情報の共有（以下「情報共有」という。）

(2) 法第20条及び第21条の規定に基づき、自殺未遂者等及びその親族等への適切な支援（以下「相談支援」という。）

（対象者）

第2条 対象者は、自殺未遂者等（市内に住所を有する者又は市内で自殺企図した者）及びその親族等で、相談支援の要望がある者とする。

（通報）

第3条 乙は、対象者から情報共有の同意が得られたときは、甲が定める通報先に通報するものとする。ただし、保護や治療など緊急を要すると思われるときには、警察署又は消防署に直接通報するものとする。

2 通報にかかる費用は、乙の負担とする。

（対応）

第4条 甲は、通報があったときは、対象者へ連絡や訪問により相談支援を開始する。

（免責）

第5条 乙は、通報を行うことができなかつた場合であっても、その責任を負わないものとする。

（個人情報の保護）

第6条 甲及び乙は、この協定の実施に当たり個人情報に配慮するとともに、知り得た情報を外部に漏らしてはならない。この協定に基づく協力が終了した後も、同様とする。

（連絡調整）

第7条 甲及び乙は、この協定に定める事項の円滑な推進を図るため、各種情報交換を行う等、相互連携の強化に努めるものとする。

（協議）

第8条 この協定に定めのない事項又は疑義が生じた事項については、その都度、甲と乙が協議して定めるものとする。

（有効期間）

第9条 この協定は、この協定の締結の日から効力を生じるものとし、甲又は乙からその終了に係る申出がない限り、継続するものとする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、それぞれ1通を保有する。

令和 年 月 日

茨城県稲敷市犬塚1570番地1
甲 稲敷市長

乙

第3条の甲が定める通報先は下記のとおりとする

名 称	稲敷市役所 社会福祉課
担 当	精神保健福祉士
所 在 地	茨城県稲敷市犬塚1570番地1
電話番号	029-892-2000 (代表)